

第7回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第7回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和元年5月31日（金） 午前10時00分から正午まで	
場所	利根町役場 5-A会議室	
出席者	委員	坂野委員長，手塚副委員長，加藤委員，蓮沼委員，市川委員，新井委員，船川委員，飯塚委員，加川委員，鈴木（弘）委員，吉岡委員，大越委員，菅沼委員，寺島委員，鈴木（亜）委員
	事務局	企画課 川上課長、藤波課長補佐，鈴木係長，高野主査，東主任，栗原主任
欠席委員	猪鹿月委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 町民の権利について 3 町民の役割・責務について 4 次回の開催日について 5 その他 6 閉会 	
配付資料名	第7回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料1：(仮称)利根町自治基本条例 前文(素案)最終案 資料2：(仮称)利根町自治基本条例 条文検討項目一覧 資料3：自治基本条例 他市町村比較表「町民の権利，役割」	
議事内容	次ページ以降の通り	

議 事

1 開会

(事務局が資料確認)

(事務局より「資料1：(仮称)利根町自治基本条例 前文(素案)最終案」に基づき、前回委員会で決定された「前文」について報告)

(事務局より「資料2：(仮称)利根町自治基本条例 条文検討項目一覧」に基づき、前回の委員会で出された条文の項目について説明)

2 町民の権利について

委員長：前回、共通認識として、「町民」とは「在住・在勤・在学・在活」の人々を含めるということで合意した。委員からの言葉で言うならば「広く町に関わる人」は「町民」であるということで、具体的な条文を検討していきたいと思う。

(事務局より「資料3：自治基本条例 他市町村比較表「町民の権利、役割」」に基づき、町民の権利、役割・責務について説明)

委員長：「町民の権利」について、資料3の例を見ると、「知る権利」、「まちづくりに参加する権利」というのが共通の内容であると分かる。権利については、日本国憲法や他の法律でも規定されており、まずは、学識者として加藤委員より意見を伺いたい。

加藤：日本国憲法の中でも、色々と権利に関することが書かれている。例えば、学校の授業で出てくるようなものだと「幸福追求権」というのがある。これは、誰もが幸福を追求する権利を有しているというもので、そこから新しい人権としてプライバシーの権利等の考え方が出てくる。

委員長：自治基本条例の中には、行政や議会と同様に自分たちも地域の担い手であるという考え方が出てくる。そこでキーワードとなるのが「主体」という言葉であり、町民も行政や議会と同じまちづくりの主体であり、協働してまちづくりに取り組むということである。こういった考え方の中で、権利というものを考えていただきたい。しかし、これは専門的な内容も含まれる話であり、難しい議論となると思われるので、まずは、委員の皆様が行政に求めるもの、要望のようなものでも構わないので、意見を伺いたい。

委員：身近な話では、高齢者の運転というのが大きな問題となっている。町内でも交通の便が比較的良い地域と悪い地域があり、バランスが悪いと感じている。町で運営しているデマンド型タクシーもあるが、行先の制約等もある。こういったことを、議会などでも早急に話し合っていたらいいと思っている。

委員：小学生が集団登校をしているのだが、小学校までの距離が遠く、民家がない場所を通ってくるので、危険だと感じた。また、低学年の子だとランドセルを背負って長い距離を歩いて通学するのが大変だという話も聞いたことがある。そういったことを改善できればいいと思う。

委員：子どもを育てる親として、身近なのは子どもたちの安全についてである。親として、自分で子どもを守るのにも限界があり、行政や近所の人たちに協力していただきたいと思っている。学校の送り迎えはしているが、最近の事件などを考えると、本当にこれで安全なのだろうかと不安になる。他にどのような方法があるのか、どうやって安全を守っていくのかといったことを話し合う場、対策等を教えてもらう場というのがあるといいと思う。

委員：衣食住に関することは必要だと思う。また、交通の話があったが、町でもデマンド型タクシー等を運行しており、努力はしているのだと思う。ただ、それを利用していただけていないのだと思う。社会福祉協議会でも買い物ツアーを開始したが、予想よりも利用希望の応募が少なかったとのことである。

飯塚：今、行政の立場にいて、住民の方とのギャップを感じていることがある。町の広報紙や回覧、戸別配布、ホームページ、メール等で情報を発信しているつもりでいる。しかし、住民の方からは、何をやっているのか分からないという意見があり、情報を出してはいるけども伝わっていないという現状があると感じている。広報紙を読んでもらう工夫もこれまで色々行ってきたが、なかなか伝わらない部分もあるので、行政としては、どうすれば情報が伝わるのかというのが課題であり、伝わる工夫をしていきたいと考えている。

委員：先日、区長総会があり、そこで役場の方から、私の地域でも平成10年に自主防災組織が立ち上がっており、防災の倉庫も整備したとの話を聞いた。しかし、私の地域の住民は、自分たちが自主防災組織を立ち上げたという意識が全くなかった。行政はやるべきことをやっているにも関わらず、住民がついていけないという現状があった。自治基本条例についても、利根町の町民すべてのためになる条例を作るためには、町民を含めてみんなで動いていく必要があると思う。この委員会での議論も大切であるが、これと連動して、町民が動いていける仕組みづくりが必要である。そのために、「知る権利」に関連して、情報にアクセスしやすい環境づくりも必要であり、それにより、町民自身が考え、行動するというような形が出来たらいいと思う。町民もまちづくりの主体として動くためには、町民、行政、議会が一緒に考えられるような場を設定し、町民が行動できるような場を設けるべきだと思う。

委員長：町民全員で考えることが出来る仕組みづくりについては、非常に重要な意見であると思う。今回の議論で簡単に結論を出してよい話ではないので、ある程度、条例についての検討が進んだところで、別の機会に審議させていただきたい。

委員：今年の春ごろに、町長と課長の方々から、今年の計画等を聞かせていただく町政懇談会というのがあった。私も参加したが、他に参加している住民がとても少なかった。こういう場にも参加せず、色々要望だけを行政に言うというのは間違っているなど感じた。行政の方から事業計画等を聞いた上で、意見を出せるような私たちにならないといけないと感じた。また、高齢者向けのタクシーや買い物

ツアーを実施しても、住民に伝わっていないとの話があったが、運転免許を持たない高齢者の数等、細かな情報を調査することも必要なのではと思う。そういった制度を必要としているのは高齢者であり、やはり、広報紙を読まない人もいるので、そういう人たちに情報を伝える方法というのを考えなくてはいけないと思う。

委員長：今は「権利」について議論しているが、「権利義務」というように、権利と義務は表裏一体であるといえる。「義務」という言葉を言い換えたのが「役割・責務」であり、権利を要求するのであれば、それに伴い責務も発生するという話である。

委員：「権利」については、「知る権利」と「まちづくりに参加する権利」の二つでいいと思う。商工についても言うと、人口流入や観光といったことにも力を入れていきたいと思う。

委員：広報紙については、ページ数が多すぎるのではと思った。枚数を減らして、月に2回発行にするというのもいいと思う。また先日、クリーン作戦というがあった。役場からの通知には溝に入った落ち葉は捨ててはいけないと書いてあったが、それを放っておいても誰も掃除をしてくれないので、最終的には自分たちで掃除をした。こういったことはどうなのだろうか。それから、小学校の登校班で、ボランティアの方が付いてくれているが、最近の事件を見ると、もう少し防犯面の強化が必要なのではと思う。

委員：広報紙については、この委員会に参加するまでほとんど読んだことがなかった。委員になってから読むようになったので、私と同年代の人たちというのは、こういうような何か関りがないと、読まないだろうと思う。

委員：行政への要望としては、「町民」つまりは「広く町に関わる人」を増やす、関係人口を増やす事業展開をお願いしたいと思う。町では今、色々なイベントを開催しており、関係人口を増やす努力をしているという印象も持っている。イベントだけにこだわらず、色々な人々の意見を聞きながら、町の様々な資源を活用して、関係人口を増やす取り組みをしていただきたいと思う。「権利」については、この条例を一つのきっかけとして、住民の方に目を向けていただきたいと思っている。具体例を一つ出すと、買い物ツアーの件で、私の周りには知らない人というのが多くいたので、私からこういう制度があるということを伝えることで、きっかけ作りに寄与できたと思っている。ここにいる方々には、自身の間人関係と行政とのある意味でパイプ役となっていただけなのではと思う。そして、そういったきっかけを積み重ねながら、行政と住民で情報を共有できるような方向に持っていけたらいいと思う。

加藤：委員の方々の意見を聞いて、皆それぞれの幸福を求めているという「幸福追求権」に、すべて集約することが出来ると思う。自治基本条例は自治体の憲法といわれる条例なので、条文として考えると、こうした「幸福追求権」といった規定の仕方もあると思う。

副委員長：町への要望もあるが、町民も町に興味を持って取り組む必要があるということは、私も感じている。「権利」については、例えば、子どもの安全ということであれば、最近の事件を受けてどういったことが必要なのか、小学校や地区単位で考えていくことが重要であり、自分たちも協力するということを前提として、行政にも協力をしてもらうということも必要だと思う。「役割と責務」というのもセットで考えていく必要があると思う。

委員長：ここまでをまとめさせていただくと、加藤委員より「幸福追求権」ということで、大きな括りで幸せになれる権利として、まとめる方法が一つのことである。そして他の委員からあったように、「まちづくりに参加する権利」、「知る権利」も必要だということである。多く意見が出たのは、まちづくりにどのように「参加」するのかということであった。なお、ここはあくまで総論的な話となるので、具体的な内容については、別の機会で検討することとする。この「町民の権利」に規定する内容については、「町民の役割・責務」と一緒に考えることが重要であるので、合わせてここから議論に入っていきたいと思う。

3 町民の役割・責務について

委員長：要望するだけではなく、自分たちも一緒になって考えるというのが「役割・責務」という話である。近年は、町民からの要望に対して、行政や議会ですべてのことをやるというのは難しくなっている。そこで、町民もみんなで協力して町を良くしていこうという流れが生まれてきた。その一つが自治基本条例である。これから具体的な話をしていくが、非常に難しい話になるため、まずは飯塚委員より、行政職員と町民という立場から、「役割・責務」について意見を伺いたい。

飯塚：話を伺っていて一つ気づいたのは、人を介して情報を伝えていくという手段は、とても有効なのではということだ。町の制度や事業について、自分が利用したいのではなくても、利用したいと思っている人が近くにいるのであれば、その人が行政にアクセスしていただき、説明会や勉強会のような場を作っていけると、情報というのは伝わるような気がした。行政側から一方的に発信しただけでは伝わらなくても、そういう人を介すると伝わるのかなと。必要としている人だけではなく、必要としている人の近くにいる人が伝えてあげるというのも一つの方法なのかなと思う。

委員：行政というのは、法律等に基づいて行動するので、できることには限界があると思う。そういったことを町民に理解してもらうためには、先ほどあった協議の場や飯塚委員がおっしゃった人を介しての伝達というのも一つの方法だろうと思う。

委員：資料3を読むと、他の自治体でも同じようなことが書いてあると思う。条文の文言としては、この資料3に出てきている内容が網羅されているといいと思う。権利についても、加藤委員の「幸福追求権」が一番いいと思った。具体的な話はもう

少し先の段階で議論ができると思うので。

委員：話を聞いて考えていたが、私も学校の活動やお祭りなどに参加してはいるが、自分から参加するというのは少なく、自分のためになる、利益になること以外の活動だと、参加しなくてもいいかというように考えてしまっている。「責務」というように難しく考えるのではなく、行政と協力して取り組むことで自分の利益にもなる、自分とみんなのためになるなら参加しようという方向に持っていけるような、「権利」、「役割」を作っていきたい。難しいことではなく、主婦や子どもでも受け入れやすいものがあると思う。

委員：情報があっても伝わらないという話を聞いていて、私もこの委員会に参加して色々な話を聞くことで、新しく知ったことが多くあった。やはり、こういった場に携わっていない人は興味を持たないだろうと思うので、どうやって興味を持ってもらうのか、考えなくてはいけないと思う。

委員：私の住んでいる地区では、自治会館を活用して何か人が集まる場を作れないかと計画している。住民の中には、知らなければならないことも知る機会がなく分からないという人が多くいる。人が集まる場を作ることで、そこが情報を発信する場になるのではと考えている。行政には、情報を一度出して終わるのではなく、私たちも協力するので、その情報をどういった人たちに伝えてほしいのか、そういったことも伝わるような仕組みを作っていただければと思う。

委員：私は「まちづくりに参加する権利」も「知る権利」についても、権利を行使するためには、行使する側が情報を能動的に受け止めなければ、ただの権利で終わってしまうのではと思う。そういう意味で龍ヶ崎市の条文は、二つの権利に対しての、市民の具体的な姿勢というのが順番に書かれており、分かりやすいと思った。また、人を介して情報を伝えるという意見については、強く支持したいと思う。自主防災組織やクリーン作戦の話があったが、そういった活動の場は、コミュニケーションの醸成にも大きく寄与できるだろうと思う。そういったところから情報の共有も出来ていくのではと思う。

委員：私は、町に何かを主張するほど自分は町に貢献していないと感じた。まだ、町民としての自分の役割というのはよく分からないが、権利を主張できるだけのことが出来たらいいと思う。

委員：私も自分のことを振り返ると、主張するだけになっていたように思えて、反省している。話に出ていたコミュニケーションの場については、子どもにも、そういった場でコミュニケーションを取ってほしいと思った。

委員：私も龍ヶ崎市の条文は、とてもいいと思う。ただし、行政や議会に対して「責務」とするのはいいが、住民に対して「責務」という言葉は、厳しいのではと感じる。また、意見交換会のような場があると、情報を行政や議会からも発信でき、住民の側からも発信してもらえ、情報の相互発信になるのかなと思う。一番大事なことは、まちづくりに関心を持ってもらうことだと思う。興味がない人に興味を持ってもら

うというのは、とても難しく、大きな壁だとは思いますが、一つずつ取り組んでいけば、良くなっていくのではと思う。

委員長：「責務」という言葉については、本来、「権利」に対して「義務」とするところ、言葉が厳しいだろうということで「役割・責務」という言葉に変えているというのもある。実際に多くの自治基本条例では「役割・責務」という言葉を使っている。ただ、「責務」でもまだ厳しいのではとの意見もあると思うので、ここではまだ仮称ということで、「責務」を使わせていただきたい。

委員：町の人たち一人ひとりの考えや、声を出してもらえるような調査をやるというのはどうでしょう。行政には、足元の人たちの考え方を把握してもらえると、さらに色々なアイデアが出るのではと思う。そういった意見を出せる場、意見を吸い上げていただける仕組みがあると、町民の理解も得られるのではと思う。

委員：「権利」については委員長のいうように、「権利」と「責務」は表裏一体であり、権利を認めるのならば責務も負うというのは、町民として当然受け入れるべきことだと思う。加藤委員のいう「幸福追求権」についても、そういった権利があるからこそ、これだけはやって下さいというのがあると思うので、そういった内容を「責務」として考えるといいと思う。また、広報の話については、やはり間に人が入ることが必要だと思う。その意味では、区長の取り組みの重要性というのが大きいのではないかと思う。

加藤：私も「責務」については、龍ヶ崎市の条文がよくまとまっていると思う。また、他の自治体にはない内容として、龍ヶ崎市にの条文には、将来世代への配慮というものがあります。若い世代や子どもたちといった将来の世代のことを考え行動するというのも重要だと思う。

副委員長：情報を伝え、また、声を吸い上げることが重要というのは、私も同意見である。行政の取り組みには、どうしても足りない部分というのが出てきてしまうので、そういうところを吸い上げる仕組みが重要である。そして、その際には人を巻き込み、つなげていくということが大切である。自分が興味のないことであっても、人とつながろうとすることで、何かの助けになるということを町民にも理解していただき、これからのまちづくりを進めていただきたい。

委員長：皆さんの意見をまとめさせていただくと、「町民の権利」については、「幸福追求権」、「知る権利」、「まちづくりに参加する権利」という形で、条文を事務局にまとめていただきたいと思うが、よろしいか。

(一同了承)

委員長：次に、「町民の役割・責務」については、複数の委員から龍ヶ崎市の条文が参考としていいのではないかと意見があったので、これを参考として条文を事務局にまとめていただこうと思う。なお、今回の内容についてであるが、本日の議論の中で、情報に関する意見が多くの委員から出されたことを踏まえ、こ

のままの流れで「情報共有」と「個人情報保護」といったところを議論していきたいと思う。

5 次回の開催日について

(事務局より、次回の開催日について「令和元年7月5日(金)午前10時00分から」が提示され、決定された。)

6 その他

委員：本日の議論で、コミュニケーションという話があった。人と話をするといったコミュニケーションは、脳にも非常に良いとの話も聞いたことがある。こうしたコミュニケーションの場に参加する、話をするというのは自分のためにもなるということ、何かしらの形で伝えていきたいと思う。

7 閉会

以上